

# 相談窓口

最寄りの窓口に  
ご相談ください。

かながわ中央消費生活センター	045-311-0999	厚木市消費生活センター	046-294-5800
横浜市消費生活総合センター	045-845-6666	大和市消費生活センター	046-260-5120
川崎市消費者行政センター	044-200-3030	伊勢原市民相談課	0463-94-4711
相模原消費生活センター	042-776-2511	海老名市広聴相談課	046-292-1000
横須賀市消費生活センター	046-821-1314	座間市消費生活センター	046-252-8490
平塚市消費生活センター	0463-21-7530	南足柄市消費生活センター	0465-71-0163
鎌倉市消費生活センター	0467-24-0077	綾瀬市消費生活センター	0467-70-3335
藤沢市消費生活センター	0466-25-1111	葉山町民サービス課	046-876-1111
西さがみ連邦共和国消費生活センター	0465-33-1777	寒川町民課	0467-74-1111
茅ヶ崎市消費生活センター	0467-82-1111	霊川町住民課	046-285-2111
逗子市生活安全課	046-873-1111		
相模原市北消費生活センター	042-775-1770		
相模原市南消費生活センター	042-749-2175		
三浦市協働推進課	046-882-1111		
秦野市消費生活センター	0463-82-5181		

- ★いくら断わっても帰らない。
- ★居座られた。★また来た。
- ★おどされた。
- ★判断能力のない子供やお年寄りに契約を迫った。



こんなときには  
最寄りの警察署へ

クーリング・オフ（申込撤回・契約解除）を希望される場合は、下記のように「ハガキ」等に必要事項を記入の上、相手方事業者宛に郵送しましょう。  
※投函する前に、両面をコピーして残しておきましょう。

下記の申込を撤回し、または下記の契約を解除します。

○申込(契約)日 平成 年 月 日

○申込(契約)した相手方

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

契約した商品  
または役務 \_\_\_\_\_

○通知日 平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

通知人 \_\_\_\_\_ 印

## 「あやしい」と思ったら、 お気軽に

消費生活センター、販売店、  
エルピーガスお客様相談所までご連絡ください。

エルピーガスの切替などで、何か疑問を感じたら

神奈川県エルピーガスお客様相談所

**0120-244-566**

受付時間 8時30分～17時30分（土曜・日曜・祝日は除く）

社団法人 神奈川県エルピーガス協会 内  
〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33 共済ビル別館  
TEL:045-201-1400 <http://www.kanagawalpg.or.jp>

販売店

株式会社 古川

- 本社・工場 / 神奈川県小田原市寿町1-2-32  
小田原営業所 TEL:0465(34)9101 FAX: (34)4119
- 箱根営業所 / 神奈川県足柄下郡箱根町宮城野636-9  
TEL:0460(82)3713 FAX: (82)1830

私たちが目指しているもの — それはお客様の信頼です

2010年2月発行

特定商取引法（旧訪問販売法）が改正され、  
LPガス切替の訪問勧誘や電話勧誘も規制対象になり、  
平成21年12月1日から施行されています。

# 禁じられた勧誘



販売の目的を隠し、「アンケート」「料金の調査」  
などと言って訪問（電話）すること



お客様の負担する費用や料金を  
正しく告げないこと



氏名や身分を偽ったり名乗らずに  
セールスすること



クーリング・オフ（8日以内の無条件の解約）  
に応じないこと



断っているのに何度も訪問すること  
（再勧誘の禁止）

へんだな、おかしいな、  
と思ったら、キッパリと断り、  
消費生活センター、販売店、  
エルピーガスお客様相談所まで  
ご連絡ください。  
断りきれなくて申込み・契約しても、  
クーリング・オフ（解約）  
できます。

玄関や電話のそばにこのパンフレットを置いておきましょう。

社団法人 神奈川県エルピーガス協会



# 特定商取引法(旧訪問販売法)は こう改正されました!!

## 改正の 目的

### 消費者被害を根絶するためです

規制の抜け穴を狙った、次々と現れる新卒の訪問販売などから消費者を守るため、規制内容が抜本的に強化され、平成21年12月1日から施行されています。

## 大きな 改正点

### すべての商品・役務が規制対象になりました

それまでの指定商品、指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務が規制対象になりました。

### LPガスの切替勧誘も規制対象です

もちろん、訪問や電話によるLPガスの切替勧誘も規制対象となりました。

「しまった」と思ったら、**8日以内**ならクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

### 訪問販売業者の義務行為と禁止行為が厳しくなりました

#### 義務づけられている行為

- 訪問したらず、氏名・販売商品・訪問目的を告げること
- 申込みを受けたとき、契約をしたときは法定書面を渡すこと

#### 禁止されている行為

- うそを言うこと(不实告知)
- お客様の負担する費用や料金を正しく告げないこと(重要事項の不告知)
- 契約締結を迫ったり、消費者を困惑させたりすること(威迫・困惑)

#### 消費者の利益を害する行為

- 一度、消費者に勧誘を断られた後に、再度勧誘すること
- クーリング・オフを拒否すること



## 罰則

### 違反には厳しい罰則が適用されます

特定商取引法に違反すると、改善指示や業務停止命令(1年以内)といった行政処分、さらに懲役(2年以下)や罰金(300万円以下)が科せられます。

LPガスの  
切替勧誘に関する  
「苦情・相談」  
件数が  
増えています。



訪問販売では  
クーリング・オフが  
認められています。

申込書面、契約書面を受け  
取ったときは、それぞれ8日  
以内であれば無条件で解約  
できます。受け取っていない  
ときは、8日以降であっても  
無条件で解約できます。

「これまでに以上に消費者の皆さんをLPガスの訪問勧誘などから守ります！」

# 訪問勧誘・電話勧誘がきたら まずはここをチェック!!

1つでも「いいえ」があるときは、  
要注意!!

- Q1 最初にセールス・勧誘であること(訪問の目的)を言いましたか?  はい  いいえ
- Q2 セールスマンは氏名や身分を明らかにしましたか(名刺をもらいましたか)?  はい  いいえ
- Q3 商品やサービス条件の適用期間(安い料金が継続される期間)や、変更条件(値上げ時の説明)について説明がありましたか?  はい  いいえ
- Q4 商品やサービスの条件は、書面など証拠に残るもの(料金表や契約書)を渡して説明しましたか?  はい  いいえ
- Q5 営業に来た人の会社と、ガスの申込書・契約書に書いてある会社は同じでしたか?  はい  いいえ
- Q6 勧誘を断ったら、すぐに帰りましたか?  はい  いいえ

「いいえ」があったり、おかしいと思ったり、不安を感じたら、迷わず相談しましょう。

- 神奈川県や市町村の消費生活センター
- お取引の販売店
- 神奈川県エルピーガスお客様相談所
- (社)神奈川県エルピーガス協会のホームページ

※訪問勧誘や電話勧誘への注意事項や大切なお知らせ、またQ&A式による説明などを掲載しています。  
※電話番号やホームページのURLは裏面に掲載してあります。

\*クーリング・オフをご希望される場合には下記のハガキをご利用ください。  
\*投函する前に、両面をコピーして保管してください。

〒 \_\_\_\_\_

50円切手をお貼り下さい

□□□□-□□□□

(申込先の住所)

(申込先の会社名)

(営業所)

御中

「一切…おまかせ」はトラブルのもと!!  
こんなセールストークに注意しよう

切替に費用は「一切」かかりません

まず「委任状」・「申込書」をください

販売店への解約手続きは当社に「おまかせ」ください

販売店とは「一切」接触しないでください